

ISSN 1883-1656

Центр Российских Исследований
RRC Working Paper Series
No. 4



ロシア経済体制転換の15年
回顧と展望

西村可明・岩崎一郎・杉浦史和

December 2007

RUSSIAN RESEARCH CENTER
INSTITUTE OF ECONOMIC RESEARCH
HITOTSUBASHI UNIVERSITY
Kunitachi, Tokyo, JAPAN

RRC Working Paper Series No.4

December 2007

ロシア経済体制転換の15年：回顧と展望*

15 Years of the Russian Structural Reforms: A Retrospective

西村可明(一橋大学副学長)

岩崎一郎(一橋大学経済研究所)

杉浦史和(帝京大学経済学部)

Yoshiaki Nishimura, Ichiro Iwasaki & Fumikazu Sugiura

【要旨】

資本主義市場経済を標榜したロシアの体制転換プロセスも、早や15年以上の歳月が経過した。本稿では、この機をとらえて同国における経済構造改革の回顧と将来展望を試みた。同国における経済構造改革は、顕著な成果を上げており、1998年金融危機以降の経済成長をもたらした一因であることに疑問の余地はない。しかし同時に、国民経済活動を支える同国の経済諸制度は歴史の浅い急ごしらえの存在であって、今なお実効性に乏しいものが少なくない。ロシア経済が、今後、中・長期的にも確固たる成長経路を辿ることができるか否は、正に既に導入されたが、依然として未成熟な諸制度の一層の洗練化にかかっている。我々は、プーチン大統領及びその後継者による政策運営を、より一層注意深く見守る必要がある。

* 本稿は、『世界経済評論』誌2007年11月号(23-30頁)及び12月号(30-44頁)に連載された同名の論文を、一橋大学経済研究所附属ロシア研究センターのワーキング・ペーパーとして公表するために再構成したものである。転載を御許可頂いた『世界経済評論』編集部に対し、この場を借りて心から感謝申し上げます。なお、本研究の実施に際しては、平成19年度科学研究費補助金(基盤研究(A))「ロシア経済の中・長期的発展動向の分析」(課題番号:17203019)からの資金的支援を得ている。

I. はじめに

1991 年末にソ連邦が解体して早や 15 年を越す月日が経過した。ロシア及びその他 CIS 諸国における政府と市民の改革努力の有様は、70 年余をかけて国民生活の隅々に行き渡った社会主義計画経済体制からの脱却が実に困難な道程であることを、我々にまざまざと示している。その難渋さゆえに、世紀の変わり目を跨いだ今日も、そこでの体制転換プロセスは依然として道半ばであって、先進国の市場経済には遙かに及ばない。しかし、無論、これまでの 15 年間で決して無為に費やされたわけではない。例えば、ロシアは、1990 年代前半の壊滅的な生産縮小や 1998 年の金融危機を克服して以降は、2005 年まで実に 7 年連続の経済成長を遂げた。また、連邦国家統計局の速報値(Rosstat, 2007)によれば、翌 2006 年も、ロシアの国内総生産は実質 6.7%のプラス成長を達成した模様である(表 1)。衆目の一致するように、近年におけるロシア経済の目覚ましい成長は、国際市場におけるエネルギー価格の高騰が寄与するところ大である。しかし、持続的な経済成長の基礎には、これまでに成し遂げられた構造改革の積み重ねがあることもまた事実である。本稿は、新生国家ロシアの市場経済への体制転換が丸 15 年を経たこの機会をとらえて、同国における経済動向と構造改革の回顧と展望を試みる。

本稿の構成は、次の通りである。第 II 節では、移行期ロシアの経済動向を規定した諸要因を分析する。第 III 節では、市場経済化と構造改革のこれまでの歩みを総括する。続く第 IV 節では、構造改革の成果と問題点を把握する事例研究として、企業制度を検討する。第 V 節では、第二の事例研究として、財政・金融分野の制度改革を吟味する。そして最後に、ロシア経済構造改革の今後の課題を論じる¹⁾。

II. 移行期ロシアの経済動向と成長規定要因

ロシアにおける経済構造改革と経済成長との関連は一義的に明らかな訳ではない。1992 年以降 1990 年代を通じて市場経済への体制転換が進められてきたが、表 1 の通り、この間経済成長そのものは、1997 年の若干の回復を除いて、1998 年まで一貫してマイナス成長であった。ところが、翌 1999 年は、国際金融機関及び政府自身の予測に反してロシア経済はプラス成長に転換し、それ以降、実質国内総生産(GDP)は 6%前後の成長を記録し続けてい

¹ なお、第 II、第 III 及び第 VI 節は主に西村が、第 IV 及び第 V 節は岩崎と杉浦が、その執筆を担当した。

る。現実の経済成長は、経済改革あるいは導入された市場機構の成長に対する作用と、それ以外の諸要因の作用との総合の結果として進行しているのだから、前者はその一要因に過ぎない。それ故、ロシアにおける経済成長と構造改革との関連を見ようとするとき、先に経済成長動向を規定している諸要因を列挙し、続いて構造改革をその中に位置付けて考察する必要がある。かかる視点に立脚し、本節では、まず前者の課題に取り組む。

1. 1990年代経済危機の要因分析

1992年以降の長期に渡るマイナス成長は「構造的複合的不況」と呼ぶに相応しい景気後退であった。その原因は、(a)外生的要因、(b)経済政策的要因、(c)産業構造上の要因、(d)制度的・組織的要因及び(e)その他の要因に分類することができる。以下では、それぞれの要因について、最近に至るまでのその変化を交えながら順次検討する。

(a) 外生的要因

ここで取り上げるべき外生的要因とは、コメコン解体とソ連崩壊に他ならない。1991年年初のコメコン解体は、ソ連・東欧諸国間の貿易を振り替え、ルーブリ決済からハードカレンシー取引への移行をもたらし、それ自体貿易を困難にしたし、さらに中・東欧諸国の対EU貿易指向を強める結果となった。またソ連崩壊は、従来の国内取引を、外貨不足に悩む新生独立国間の外国貿易に転化し、企業間の投入産出連関の切断をもたらした。更にCIS諸国が輸出可能商品を対ロ輸出から世界市場輸出へとできる限りシフトしようとしたことは、ロシアの側から見ると原材料不足をもたらす結果となった。これらは、ロシアの対東欧・CIS諸国貿易の縮小と、その結果としての生産低下をもたらしたのである。しかし、この要因の影響は大体1993年ないし1994年までに止まり、翌1995年以降は、1998年の金融パニックの悪影響は別として、対東欧・CIS貿易は増勢に転じているから、その後の期間においては、もはやロシア経済の成長抑制要因ではなくなったと言えよう。

(b) 経済政策的要因

経済動向を規定した政策的要因として、まず第1に、構造改革の目玉の一つであった貿易自由化が挙げられる。貿易自由化は、国内市場における輸入品の席卷をもたらす危険があり、移行国の中では、ハンガリー政府のように、4～5年をかけて慎重に取り組むケースも見られたが、ロシア政府の場合、徹底した貿易自由化を推進した。すなわち、1992年に輸入数量割当を全廃し、輸入関税を平均5%と低水準に設定しただけでなく、輸入ライセンスを薬品など特定種類の商品に限定し、さらに輸入補助金をも提供したのである。その

上、ロシア政府は、インフレに伴うルーブリの急速な切り上げを容認しただけでなく、1995年後半以降は、目標相場圏を設定して切り上がったルーブリを固定化しさえした。これらの政策措置がロシア経済に与えた負の影響は極めて深刻なものとなった。事実、安くなった外貨によって輸入が急増し、これが十分な競争力を持たないロシア製造業に深刻な打撃を与えたのである。

実は、ロシアには、このような貿易自由化政策の実施が不可避的に否定的影響を生むような産業構造上の深刻な格差が存在していた。すなわち、一方の石油・天然ガスなど天然資源関連産業は強い国際競争力を持ち、膨大な額の外貨を稼いで、外国製品の大量流入をもたらすのに対して、他方の製造業は、時代遅れの設備を抱え、国際競争力が極めて弱く、従ってその製品は輸入品によって国内市場から駆逐されてしまうのである。その典型例としては、部門全体が殆ど消滅するまでに至った軽工業部門を挙げることが出来る。マクロ的には、国内小売り販売高に占める国産品の割合が、1991年の86%から1995年の46%まで落ち込んだことに示されている。つまりロシアは、重症のオランダ病的傾向を罹っていたのである。後述の通り、まさにこの点が、1998年に起こった金融パニック後の経済成長とその逆説的影響を理解する鍵に他ならない。以上のように貿易自由化という構造改革要因が、ロシア製造業に否定的影響を与えたのは、一面ではその実施方法それ自体に無理があったからであるが、他面では同国の経済構造に適合的な政策ではなかったからでもある。

これに対してロシア政府が、国内産業保護の観点から輸入規制に取り組み始めたのは1995年のことであり、翌1996年になって輸入関税が平均16%まで引き上げられ、1997年になってようやく輸入増加テンポが低下し始めた。1998年の金融パニックは、まさにこの様な時に発生し、何よりもルーブリ下落により、状況を一変させた。すなわち、輸入が大幅に減少し、小売り販売高に占める輸入品の割合が急減し、その結果成長が始まったのである。近年のロシア政府は、毎年の経済発展通商省報告に示されるように、ロシア経済に特徴的な産業構造格差の問題に気づいており、ルーブリの強化が産業に及ぼす影響についても常に留意するようになっており、政策的に一層注意深くなっていると思われる。

第2の政策要因として、緊縮的な通貨信用政策の影響がある。過剰流動性がロシア国内に存在するだけでなく、周辺諸国からルーブリが流入するという条件の下で、急激な商業と価格の自由化政策はハイパーインフレをもたらさざるを得なかったが、それはその対策としての粗野な引き締め政策を呼び起こし、経済成長に負の影響を与えた。そこではハイパーインフレ対策として、行政的価格規制の役割は無視され、IMF流の乱暴な通貨供給圧

縮策のみが実施された結果、企業部門の全般的流動資金不足が発生し、企業間取引や賃金支払いの困難に伴う生産の落ち込みと経済のバータ取引化が惹起された。これも、商業・価格の自由化と引き締め政策が、経済成長にマイナスに作用したケースである。

しかし、インフレが落ち着いてきた1996～97年には、物価上昇率を上回るテンポの通貨供給増加策が採られた結果、企業の流動資金不足が緩和され、企業活動の活性化が始まった1997年の一定の生産回復は、この様な通貨供給策の転換と前述の輸入規制の導入によるところが大きいと思われる。さらに1998～99年のルーブリ下落によるインフレ発生の際、再び通貨供給圧縮策が採られたが、しかし、当時のゲラシェンコ中銀総裁が「1999年における新通貨・信用政策への移行」の中で、インフレ抑制のための通貨供給制限が生産の活性化を阻害しないようにバランスのとれた政策を行うと述べたことにも示されているように、ロシア政府と中銀の政策スタンスが一層慎重なものに変わった点は、政策面での改善と見ることが出来る。

第3に、財政政策の面での変化を指摘できる。1998年まで財政は大幅赤字を続けたが、1992年から1994年までの間、この赤字は中銀の直接融資によって補填されており、これがインフレの一因となった。実質で見て、GDPが年々急減していく中で財政支出は1997年までかなり高い水準に維持されたから、これはGDPの民間利用を削減する結果ともなった。中でも1995年から1997年にかけては、財政支出規模も実質で減少し、財政需要の減少に繋がったことや、1995年後半から財政赤字が短期国債で補填されるようになり、民間の投資資金を吸収したことが、経済成長にマイナスの影響を及ぼした。さらに、中銀直接融資から国債発行への移行は、それ自体経済改革の一つと見ることが出来るが、国債購入を外資にも認めたことから、1998年の金融パニックに帰結し、経済成長に打撃を与えた。しかし、その結果、短期国債による財政赤字の補填が不可能になり、ロシア政府は財政政策の根本的転換を余儀なくされたのである。税法典や財政法典の制定が行われ、財政改革が推進され、外的経済環境の改善も加わって、統合予算で見て、1999年以降プライマリーバランスが黒字化し、さらに2000年以降は最終バランスでも財政黒字を達成している。こうして、財政自体が経済成長の重大な障害となる状況は克服されたと言える。

以上の通り、1990年代の深刻な不況の経済政策的要因となった、貿易政策、通貨信用政策及び財政政策において一定の質的变化を確認することができる。

(c) 産業構造上の要因

産業構造面からの成長規定要因として、ロシア経済にとって恐らく最も重要な問題は、

既述の「オランダ病」的傾向であろう。それは、ロシア経済全体を包摂する基本問題であり、その克服には製造業全体の近代化という難問の解決が不可欠となる。従ってまた、それは今後のロシア経済を展望する上で、看過できない要因である。

しかしロシア経済の大不況を考察するさいに、軽視できないもう一つの構造的問題がある。それは、軍需生産の凋落に他ならない。ソ連時代にロシア工業生産の約3分の1を占めた軍需生産が、ワルシャワ条約機構の消滅、冷戦終結及び財政困難などのために、激減せざるを得なかったのである。国防支出は、1992年の対GDP比4.7%から、1998年における対GDP比1.5%まで落ち込んだ。しかしこの要因にも変化が見られる。1999年のチェチェン戦争に伴う軍需品の国家発注増加を契機として、さらに、2000年の新軍事ドクトリンと軍近代化プログラムの導入によって、軍需生産の発展が模索されるようになり、武器輸出も再開された。ちなみに2003年の輸出額は、50億ドルに達している。1992年の時点で対GDP比4.7%であった政府国防支出も、実質ベースで、1998年の1.8%から2004年の2.7%まで回復した。この様に、ロシアの軍需生産は、ソ連解体と冷戦終了後の空白状況から離脱して新たな局面を迎え、いまや経済成長の抑制要因ではなくなったのである。

(d) 制度的・組織的要因

制度的・組織的要因としては、第1に、所有制度の欠陥が挙げられる。1992年以降のバウチャー私有化を通じて、大半の企業においてインサイダー(企業管理者と従業員)支配が成立したが、企業経営者は様々な違法行為を行って私利私欲を追求したから、ロシア経済は私有化によって法律上多数の法人が成立したにもかかわらず、「法人経済」ではなく「自然人経済」(G. クライナー)となったと批判された。すなわち、私的所有が原理的に認められても、現実の個別企業の所有権の正当性に不透明さを残したロシアの私有化は、健全な経営に様々な障害をもたらしたのである。この様な法人としての企業経営が混乱あるいは崩壊した状況は、経済成長に否定的影響を及ぼしたと考えられる。また、私有化を通じて生じた資産分配は、資源関連産業と他の製造業との間に人々の資産格差を生み、所有の正当性に人々の疑義を生む結果となっており、私有制度の不安定性と資源関連産業における国有への傾斜をもたらす要因となっている。

しかし1990年代末以降、この点についても次第に変化が現れてきている。というのは、私有化後の段階において、企業支配をめぐるインサイダーとアウトサイダーとの闘争が展開されるようになり、一方会社法や破産法などが整備される中で、経営者達は、企業支配を外部攻撃から守るためには合法的な経営を行う必要が生じ、これが、企業統治(コーポレ

ートガバナンス)の形成と経営合理化の推進に繋がったからである。この様な企業の制度的環境の整備や企業統治の形成は、今後の経済発展に貢献し得ると考えられる。

第2に、経済政策的要因の箇所而言及した自由貿易制度や財政制度の他に、銀行制度・金融機関の未発達という問題もある。ソ連時代末期に二層銀行制度が導入され、その後多数の私的商業銀行が誕生したが、これは、1990年代の大部分、為替投機や国債投機に終始し、健全な銀行経営は実現されなかった。固定資本投資に占める金融機関の役割は極めて小さい。1990年代に全固定資本投資に占める商業銀行信用の割合は、ほんの数パーセントにすぎなかったし、2001年以降改善が見られるとはいえ、まだ6%程度に止まる。また、企業の資金調達において、有価証券発行は依然として無視しうるほどに小さい。ただし近年では、商業銀行の対企業貸出が増加傾向にあり、また消費者ローンも活発化するなど、商業銀行がようやく本来的活動を通じて経済成長に貢献するようになりつつある。

第3に、ソ連崩壊が惹起した国家制度の解体の問題もあったが、1990年代を通じて国家制度が再建されその安定化が進んだといえる。また、1990年代末から近年にかけて、民法典、税法典、財政法典、労働法典及び土地法典などが相次いで制定されたことは、法の執行面での欠陥が残るとは言え、市場経済の基本的制度的枠組みの整備がかなり進んだことを意味する。これらは、企業関連諸法や破産法などの整備と共に、将来の健全な企業経営の環境作りに資するものである。再び表1の通り、2006年の時点でロシアのGDPの65%は、私的セクターによって生産されている。このことは、ロシア経済の発展と成長が、いまや民間企業に大きく依存していることを示唆しており、その活動の制度的環境整備の意義は重大である。

(e) その他の要因

1990年代に引き起こされた長期的大不況の直接的原因の一つとして、投資問題を看過することはできない。ロシアの固定資本投資は、1998年まで一貫してマイナス成長を経験し、これが経済成長を大いに阻害した。かかる投資減少の原因は総合的なものであり、上述した諸要因が全て関連する。しかし既述のように、金融機関の弱体な機能の問題を除いて、他の要因は大幅に改善されてきており、固定資本投資も1999年以降増加の傾向にある。

2. 1999年以降の経済成長

上述のように、ロシアにおける近年の経済成長には、その前提として、市場経済化の進展や基礎的諸条件における相当の改善、換言すれば、構造的複合的成長抑圧要因のかなり

の解消とがあることは明らかである。このことが前提となって、1998年の金融パニックに伴うルーブリ下落を起点としたポジティブな連鎖反応が生じ、景気回復の好循環が、阻害されずに形成されたのだと考えることができる。また、長期にわたる景気後退の結果、過剰労働力や過剰設備が形成され、これが成長を支える資源となったことも看過できない。

1999年以降の経済回復のメカニズムは、おおよそ次のように理解できる。何よりもまずルーブリの実質2分の1の減価が出発点である。これは、当然輸入の激減をもたらし、さらにその結果生じた間隙を国産品が埋める輸入代替を促進した。輸入代替は国内市場向け企業の生産回復を促し、その収益増加をもたらした。他面でルーブリ下落は、インフレを激化させ、実質賃金の切下げをもたらしたが、これは国内製品への消費需要のシフトと国内市場向け企業の利潤増加につながった。さらにルーブリ下落は、輸出促進効果を発揮して、輸出向け産業分野の企業収益をも高めた。これらの結果として、広範な企業の財務状況に改善が見られ、これは投資需要の拡大と、その後の賃金上げに繋がった。とくに、輸出産業による固定資本投資は、国内投資需要を拡大し、全体として国内需要の再拡大が生じた。景気回復は税収の増加を促しただけでなく、バータ取引から貨幣決済への転換を促進する効果をも持った。この様に、金融パニックによるルーブリ下落は、慢性的オランダ病的傾向に罹ったロシア経済に対するカンフル注射の役割を果たしたのである。さらにごく最近の経済成長においては、原油価格の上昇が成長を加速させた側面も看過できない。

また、1998年の金融危機は、政策運営の有り方にも大きな影響を与えた。それは、財政政策の厳格化をもたらしただけでなく、1992年以来の急進的自由主義的路線の失敗を受けて、これとは異なる政策路線、すなわち産業政策的積極的アプローチを採るプリマコフ政権の誕生を促したのである。しかしその後、ウラジミール・プーチンが大統領代行から大統領に選ばれる過程で、彼の経済政策上の戦略は明らかに変更されていった。当初のそれは、プリマコフ政権から引き継いだ国民の諸利害の調整者としての強い国家あるいは市場介入的国家論を掲げていたが、結局、小さくて強い非介入的国家の賞賛へと傾斜したからである。しかしプーチン大統領下の経済政策は、急進的リベラリズムでは決してないという意味で現実的な経済政策路線が維持されているが、他方、プリマコフ政権の様な積極的産業政策的アプローチには消極的であるというアンビバレントなものに留まっている。これが、ロシア経済の直面する課題、例えば巨大な製造業の近代化という難問解決に適した選択であるかどうかは別として、過去の政策の様に経済に直接打撃を与えることはないという点で弊害が小さいことは確かである。厳格な抑制的財政金融政策からの離脱は、ロ

シア経済の成長を促進したと思われる。

さらに、この様な近年のロシア経済成長が、様々な成長促進によって支えられていた事に留意する必要がある。たとえば、経済成長の客観的阻害要因の軽減あるいは消滅自体が成長を促したと見ることもできる。また社会主義計画経済から市場経済への移行は、軍需産業などの、社会主義体制に固有な需要を対象とした産業分野からの資源再分配による成長、すなわち「復興成長」(E. ガイダール)の可能性をもたらしたといえる。さらに長期にわたった移行不況自体が過剰設備や余剰人員を作り出し、これがその後の成長を助けた点も看過できない。連邦解体、国家制度の解体および制度的空白状況による混乱からの離脱は、経済活動を惰性的状況から救い出し、活性化させうるのである。

だが、ロシアの経済成長を規定しているより基本的な条件として、ソ連社会主義から継承した固有な成長可能性を看過すべきではない。それは、多くの人々が持つ消費財は一時代も二時代も昔の古びた製品であり、企業の生産設備も古色蒼然たるものが多い点にある。それらは、西側先進国の既存の平均的技術を導入すれば、大幅に改善されるのであり、そこでは技術的にある程度改善された財に対する有効需要は膨大ものがある。ソ連崩壊に伴い出現したロシアの市場は、独自の新たな技術開発と技術革新なしでも、相対的に新しい技術の輸入によって成長を推進する巨大な可能性を保持しているのである。しかも、それに必要な外貨を獲得し、資金を供給できる石油・天然ガスなど、資源輸出産業も存在しており、資金面での制約も緩い。この様な観点から見れば、仮に計画経済の下でも、ロシア経済は成長可能であるかも知れないのである。

最後に、経済改革の影響であるが、以上のように、ロシアにおける自由化、私有化、市場制度の構築などの構造改革は、それ自体紆余曲折を経ながら進行し、経済成長に対する深刻な負の影響を伴いつつ進展したのであり、ようやく1990年代末になって、その他の基礎的諸条件の改善と相まって、そのプラスの影響が現れ始めたと見る事ができる。

III. ロシアにおける市場経済化と構造改革の特徴

移行期ロシアの経済成長動向を規定した諸要因とその今日的状況が明らかになったところで、次に、同国における市場経済化プロセスと構造改革の特徴を検討する。それは、以下のように概括することができる。

周知の通り、社会主義ソ連の下でのロシアには、経済全体を包摂するような市場制度は存在しなかった。中央集権的な計画経済の下で、特に企業間の関連は、生産財・生産物の

割当配分制度によって組織されていたし、外国貿易も国家独占による計画的運営が行われていたのであり、小売商業網と最終消費者との間に一定の市場関係が存在した以外には、闇市場を別とすれば、財市場は存在しなかったのである。また、資本市場も存在しなかったし、労働市場も全国一律の賃率制度や学校卒業時の就業場所指定制度や国内パスポート制度などにより矮小化されたものであった。1992年初頭から、そのようなソ連型社会主義の諸制度は機能を停止し、その後廃止されたから、そこに生じた制度的空白状態を埋めるべく、ロシア国内では、連邦政府によって市場制度の急速な移植が試みられてきた。この点は、ロシアを含む巨大新興市場4カ国、すなわちBRICsの内では、もともと市場経済が根付いているブラジルやインドとも、1970年代以降、漸進主義的に市場を導入してきた中国とも異なる、ロシアを際立たせる特徴だといえよう。

だが、移植されなければならない市場経済の諸制度は膨大なものである。それは、私的所有、自由取引、通貨の交換性、自由競争、二層銀行制度、証券市場、会社制度、破産制度、商法、民法、財政制度、税制、関税制度、労働市場、社会保障制度等々、多岐にわたる。しかも、この制度構築は、単に法律制定にとどまるものではなく、経済主体のコンプライアンスがまず確保されなければならないし、さらには、経済主体が実際に法律に従って行動するための主体的能力や経済的可能性も保障されなければならない。ロシアでは、このような市場経済の法的諸制度が1990年代に急遽制定され、その新しいゲームのルールに基づいて人々の経済活動が徐々に営まれるようになってきた。特に1990年代末以降は、この新しい経済活動による経済成長が観察されるまでに至っている。経済制度の空白領域に市場制度が移植され、人々の活動がこの新制度に基づいて行われるようになり、経済成長が達成されるとともに、そうした人々の活動を通じて、この制度が維持・再生産されるようになったのだとすれば、ロシアにおいて全国的で全般的な市場制度が一応成立したと見ることができよう。言い換えれば、最近のロシアの経済成長は市場制度によって支えられているという意味で、1990年代経済構造改革の成果だと見ることもできる。

他方、ロシアは、近代化という点で、例えばラオスなどとも異なる(インドやブラジルとも異なるのかも知れない?)。そうした国々では、社会が分断された伝統的共同体からなり、全国的統一的市場の形成が困難で、市場経済の発展が容易ではない。しかし、ロシアの場合、ソ連社会主義の下で、伝統的諸関係が破壊され、工業化が推進され、全国的分業体制が成立し、近代化が達成された。ただそれは、内発的技術革新能力を持たない「保守的近代化」であった。とはいえ、近代以前の伝統的慣習的制度を改革することは、もはやロシ

アの経済改革の主要課題ではない。旧社会主義諸国における市場経済への移行を概観すると、約十数年で市場制度が社会に定着し始め、市場制度に基づく経済成長が行われるようになっていく。これは、20世紀初頭から前半において相対的に遅れた周辺地域で、社会主義が近代化に果たした役割が看過できないことを示している。この意味で、社会主義はそれ以降の経済改革の課題を単純にしたということができよう。

ただし、ロシアに定着した市場制度は、他の BRICs 諸国におけるそれとは異なり、歴史的にきわめて浅いものであり、そこには様々な未解決の問題が潜在している。事実、ロシアにおける近年の経済成長には、既述の通り、市場主体の努力や市場による資源配分効率の上昇等の市場的要因以外の成長要因も作用している。そのような観点から見れば、ロシアの現実の経済成長は、その客観的条件の与える可能性を汲み尽くしておらず、それは、経済改革に問題があるからだという解釈の余地もあり得る。たとえば、2006年の GDP 成長率 6%の構成は、石油価格上昇など外的要因の貢献が 1.4%、国内成長要因が 4.6%で、後者の内、投資部分が 3.1%、住民の消費需要が 1.5%といわれる²⁾が、2006年の投資の増加率 10.7%の内、資源採取産業が 3.4%、輸送が 1.5%(パイプライン建設)、福祉関連施設が 1.6%、農工コンプレックスが 1.4%と、その合計が 7.9%に達する。これらにおいては、政府系企業の投資や政府プログラムによる財政投資が主要な部分を占めている。言い換えれば、純民間投資の増分は僅かであり、純民間部門の投資はあまり活発でないのである。このことは、ロシア私企業を取り巻く経営環境に、制度的問題を含めて不備が潜在している可能性が高いことを強く示唆している。従って、ロシア経済の中・長期的な発展見通しを占う上では、何よりもまず、国内ビジネスの制度環境、即ち、企業関連諸制度の分析が必要となる。それが、次節の検討課題である。

IV. 企業諸制度の改革と問題点

前節までの考察により、ロシア経済構造改革の鳥瞰図が明らかになった。そこでここからは、特定の改革分野に視点を絞ってその内実をより具体的に検討する。本節が取り上げるのは企業制度改革である。とはいえ、企業制度と一口にいても、それがカバーする領域は多岐に亘るから、ここでは4つの側面に焦点を当てる。第1の側面は、営利法人の企業形態である。第2は、株式会社の法制度的枠組である。第3には、私有化企業の法制度的特殊性を取り上げる。また更に、第4及び第5の側面として、雇用制度と破産・会社更

²⁾ 『ロシア経済発展通商省 2007～2009年予測』。

生制度にそれぞれ言及する。

1. 営利法人の企業形態

国有企業が圧倒的多数を占めていたソ連時代とは一変し、新生ロシアの営利法人は、実に様々な法組織形態を選択することが可能となっている。現行法、即ち、1994年11月30日付民法典第I部4章(48~115条)が定める営利法人の組織体系は、図1の通りである。一見して明らかなように、現代ロシアの企業形態は先進諸国のそれと大差ない。あえて特徴を挙げるならば、(1)資産所有権を分割し得ない営利組織として「所有一元企業」というカテゴリーが存在し、国有企業と地方公有企業のみがこの範疇に属すること(民法典[民]113条)、(2)株式会社は、株式の譲渡可能性という観点から「開放会社」と「閉鎖会社」に分かれ、後者には更に「労働者株式会社(人民企業)」という特殊形態が含まれること、(3)有限会社の一形態として「追加責任会社」の設立が可能であること(民95条)、の3点が指摘しうる。「追加責任会社」とは、会社資産を超過する負債に対して、持分比率に応じた社員(出資者)の追加的な責任負担が求められる企業形態であり、ロシアの他、ハンガリーを含む一部の旧社会主義国で採用されている(Oda, 2002, pp. 93-94)。

ロシアの公式統計は、企業形態について極めて限定的な情報しか開示していない。それによれば、2005年4月1日時点に登録されている営利法人は約360万社にのぼるが、株式会社の比率はその12.6%(約46万社)に過ぎない(Rosstat, 2005b, C. 147)。数の上では、有限責任会社が最も普及した企業形態だと見られている。但し、ロシア産業界の中核を成す大・中規模工業企業に議論を限定すれば、状況は大きく異なる。例えば、1999年下半期に、国内39地域に所在する工業企業356社を対象に実施したモスクワの国立大学高等経済院(Higher School of Economics)の調査結果によると、工業企業の間では356社中316社(87.8%)と株式会社形態が圧倒的に普及している。また、従業員数でみたその平均的規模(3,313名)も、所有一元企業(2,011名)の1.6倍、有限責任会社(844名)の3.9倍にも達している。同調査結果が示唆するように、工業部門のあらゆる産業分野において、株式会社形態は広範に普及しており、とりわけロシアの基準で「大企業」(従業員数500名以上)と「超大企業」(同1,000名以上)のカテゴリーに属する工業企業群の間で、その傾向は大変顕著である。即ち、株式会社制度は、ロシア企業システムの最も枢要な制度の一つといえる。

2. 株式会社制度の主要構造

そこで、ロシア株式会社制度の主要構造に目を転じよう。さて、現在有効な「株式会社に

関する連邦法」(1996年1月1日施行)の前身は、1990年12月のロシア閣僚会議決定によって承認された「株式会社に関する規定」である。同規定は、ゴルバチョフ政権の経済改革が市場経済化の色彩を一層強め、その一環として国内屈指のトラック・メーカーである「カマズ生産合同」を皮切りに、多数の国有企業が株式会社へ一斉に転換しつつある最中に導入された。当時それは画期的な立法措置と見なされたが、株式会社に関する最も基本的なルールのみを内容としていたため、ソ連崩壊後の政治的混乱と相俟って、会社設立や株式発行に係わる詐欺事件や執行役員による背任行為の頻発を招いた。だが、新生ロシアにとってより焦眉な法案の山積や行政と議会の深刻な政治対立が災いし、同規定の抜本的な改正はなかなか実現しなかった。そこで、エリツィン政権が用いた対応策は、議会の承認を必要としない大統領令や政府決定の濫発であり、私有化の過程で株式会社へ改組した旧国有企業を規制する政令はとりわけ数多く発出された。1994年10月の民法典第I部や翌95年12月の株式会社法の議会承認により、会社法体系には大幅な改良が施されたが、これら新法が私有化企業を規制する数多くの政令を完全に代替することは不可能であり、結果、今日の株式会社制度は、民法典と株式会社法及び私有化関連法令という二つの法体系を柱とするに至っている。無論、労働法典や会計法を含む他の諸法令も株式会社の権限関係や経営活動を規制する上で重要な役割を担っている。

現在、ロシアの株式会社は、法形式上「開放会社」と「閉鎖会社」の何れかに区分される(民97条、株式会社法[株]7条)。前者は、株式譲渡が自由で、かつ株式発行の公開募集が可能な会社であり、後者は逆に、発起人及びその他特定の出資者の間でのみ株式の配分・譲渡が認められている。この他両者の間には、(1)最低資本金、(2)株主数、(3)情報公開義務という面でも一定の差が設けられている。即ち第1に、開放会社の定款資本は法人登記時に有効な公定最低賃金の1,000倍以上でなければならないが、閉鎖会社は100倍以上でよい(株26条)。第2に、閉鎖会社の株主数は50名を超えてはならず、仮に超えた場合は、1年以内に株主数を是正するか、開放会社に転換ないし解散しなければならない(株7条3項)。第3に、開放会社は、年次業務報告や財務諸表、ならびに法令や連邦有価証券市場委員会等の政府機関が要請するその他の情報の開示が義務付けられている(株92条)。

株式会社の業務執行に関する意思決定とその監督のために、ロシアでは5つの機関が法定されている。株主総会、取締役会(監査役会)、単独執行機関、合議執行機関及び監査委員会(監査人)がそれである。取締役会は、株主総会の排他的権限を除く会社経営の全般的指導に責任を負い、総支配人(社長)を指す単独執行機関と、他の経営幹部で構成される合

議執行機関(経営管理部)は通常業務の執行を担う(株 64 条, 69 条)。法文には、取締役会と監査役会の名称が常に併記されている。これは、歴史的に大陸法の影響下にあるロシアに英米的な会社法概念が移植された結果であるが、その主たる機能からして、取締役会という名称の採用は適切ではないという意見もある(Торкановский, 1997, С. 27)。なお、最後の監査委員会(後述)は、株主総会と共に財務・経営活動の検査を行う機関である(株 85 条)。

業務執行機関と監督機関の相互関係は、図 2 に模式化されている。後者の前者に対する独立性を確保するために、ロシアの株式会社法は比較的厳格な兼任制限を敷いている。即ち単独執行機関は取締役会会長を兼任できず、合議執行機関の構成員は取締役の 4 分の 1 以上を占めることができない(株 66 条 2 項)。また、監査委員会メンバーも取締役や他の役員ポストに就くことが禁じられている(株 85 条 6 項)。2002 年 1 月の法改正前は、執行役員による取締役の兼任は定員の過半数以下まで認められていた。この例が示唆するように、株式会社法施行後の数度に亘る法改正は、明らかに経営陣に対する監視体制の強化へ指向しており、立法府のこのような姿勢は、研究者からも総じて肯定的に評価されている(Шиткина, 2002, С. 74-75; Игнатов-Филимошин, 2002, С. 4)。主要国企業の経営監督機構は、業務執行機関と監督機関を分離する「二層構造」と、それらを一機関が担う「単層構造」の二つに大別される。ロシアのそれは、ドイツのような完全分離型ではないが、英米の株式会社よりも独立性の高い監督機関を採用している点で「一種のハイブリッド」(Полковников, 2002, С. 141)だといえよう。だが、合議執行機関の採用を拒否することで、執行役員の取締役兼任制限を容易に回避できることは早くから指摘されてきた。また、移行期の工業企業の所有構造の変化を追跡する Aukutsionek, Dyomina and Kapelyushnikov (2003)によると、近年散逸化が進む従業員持株の、恐らくは閉鎖会社の優先取得権を利用した経営陣側の買収により、後者の所有比率は増大の一途にある可能性が高い。従って、経営監督機構のハイブリッド・システムが、懸念されている執行役員の機会主義的な行動を効果的に抑制し得るかは大いに疑問であるといわざるを得ない。

執行役員の業務執行を継続的にチェックする機関として、ロシアでは取締役会(監査役会)の他、監査委員会(監査人)と会計監査人が法定されている。監査委員会は、定時株主総会に提出される計算書類の事前審査や、自発的ないし株主総会や取締役会及び持株 1/10 要件を満たす株主の請求に応じて財務・経営活動の臨時検査を行う(株 88 条 3 項, 85 条 3 項)。また、臨時株主総会や取締役会の招集権も与えられている(株 55 条 1 項, 68 条 1 項)。監査人の選任と報酬は、株主総会の排他的な専権事項であり、その定員や活動規則は、定

款や株主総会が決議する内部文書で定められる(株 85 条 1 項, 2 項)。更に、監査委員会の独立性を確保する目的で、監査人の取締役や他の会社役員の兼任と監査人選出に際する会社役員保有株式の議決権の行使が禁じられている(同 6 項)。

このように監査委員会は、株主総会の下部機関として、自主監査の中心的な担い手となることが期待されている。だが、法学者や法律実務家の観察によれば、監査委員会の会社での役割は「卑屈なほど小さく」(Дунаевский и др., 2001, С. 317), 「効果的に活動する監査委員会を見出すことは極めてまれ」であって、むしろ通常の監査人は、定時株主総会の前日に突如現れ、「総会で監査報告書を読み上げた後の 1 年間は再び誰も彼を見かけることはない」(Ионцев, 2002, С. 203)のが実情だという。その要因として、インサイダー所有の支配的地位、内部監査制度の歴史の浅さ、人材不足等を指摘できるが、これらの問題は一朝一夕に解決されるものではない以上、当面は、公認監査士や監査組織の中から株主総会が選出する会計監査人に内部監査の多くを頼らざるを得ないと推察される(株 86 条 1 項)。

会計監査活動法 7 条は、開放株式会社、金融機関、並びに年間売上高が公定最低賃金の 50 万倍以上ないし資産残高が 20 万倍以上の企業と企業家に年次会計監査を義務付けている。民間企業セクターの発展と公認会計業務の需要拡大に伴い、監査サービスの市場規模は、年々急速なテンポで成長している。また、PricewaterhouseCoopers 社を筆頭に、外資系企業の進出も盛んで、外国投資の誘致や海外での起債を狙う大企業の囲い込みに鎬を削っている。このように、監査法人は着実に国内企業のニーズに満たしつつあるが、150 大監査法人の専門スタッフ総数は、2000 年の 7,600 名から大幅に増加したものの、依然として 12,000 名弱に過ぎないことから想像されるように、現状は質の高い会計監査業務が十分に供給される体制からは程遠い。また、財務・経営活動の直接的なコントロールを行う監査委員会とは異なり、会計監査人の機能は、財務諸表の精査とその信頼性に関する専門的見解の表明に限られてもいる(Дунаевский и др., 2001, С. 317)。更に、会計監査活動法及び関連法規にも問題が少なくなく、現行法では低品位な公認会計業務を効果的に排除することが出来ないとも指摘されている(Чумаков, 2004)。以上から、ロシア株式会社の内部コントロール機能は依然として脆弱で、企業統治や少数株主の保護という観点から大いに問題含みであることが分かる。

このように、ロシア株式会社の法制構造は、先進諸国のそれに遜色ない内容を具えつつある。しかし、監査法人部門を含めた企業セクターの実態が、それに十分な内実を付与するほどに発展していない。今後の政策課題は、正にこの点にこそあると思われる。

3. 私有化企業の法制度的特殊性

以上は、株式会社のいわば「標準型」である。ロシアには、そこから大きく逸脱する企業群として旧国有私有化企業が存在する。そこで次に、その法的特殊性に触れておこう。

国家機関や地方自治体は原則として株式会社の発起人となれない(株 10 条 1 項)。その唯一の例外は、国有・地方公有企業をベースに設立される開放株式会社である。1992 年 7 月、連邦政府は、国有資産私有化の第 1 段階として、従業員数 1,000 名以上ないし同年 1 月 1 日時点の固定資本残高が 5,000 万ルーブリを越す国有・地方公有企業の開放株式会社への改組を決定したが³⁾、同年 11 月 16 日付の大統領令等によって、エネルギー、貴金属、軍事品、アルコール飲料の生産者を含む特定業種の私有化企業を対象に、議決権付株式の固定的保有と国家の特別経営権を保証する「黄金株」導入の権利を留保した。有力企業に対する政治的影響力の維持が目的である。公式統計によれば、1993～2005 年の間に私有化政策の枠内で 29,987 社の開放株式会社が誕生したが、その内、1,707 社(5.7%)に黄金株が設定されている(表 2)。

株式会社法 1 条 5 項によれば、国家の持株比率が 25%以上または黄金株が有効な株式会社には、私有化関連諸法令が株式会社法を超越する形で適用される。換言すると、この分野で法的ステータスに特別な注意が必要な株式会社とは、私有化の遅滞や政策的観点から 4 分の 1 以上の所有権ないし特別経営権が、現在も連邦政府または地方行政府に帰属している一連の企業を指す。

通常、国家の固定的な株式所有が設定された私有化企業の経営監督機関には、その企業を所管する行政機関から政府代表が派遣される。政府代表は主に当該官庁の大臣や高級官僚が兼務する。取締役会に参加する政府代表は株主総会の選任を必要としない。更に政府や所管官庁は自由に政府代表を交替することもできる(Ионцев, 2002, С. 32)。政府代表は株主総会や監査委員会にも派遣される。その権利の行使は原則として株式会社法に準ずる。

黄金株の利用は、上記に優る権限を政府に付与する。「国有及び地方公有資産の私有化に関する連邦法」(2001 年 12 月 21 日成立)によれば、黄金株は 75%以上の株が私有化された時点から導入可能となる。黄金株の採用と廃止は、政府ないし所管官庁が決定する(私有化法[私]38 条 5 項)。なお、連邦政府と地方行政府は、特定の私有化企業について同時に黄

³⁾ 1992 年 7 月 1 日付大統領令付属「開放株式会社への同時改組を伴う国有企業の商業化に関する規定」1 条。

金株を採用することができない。更に地方自治体に対しては、連邦政府が所管する所有一元企業が改組した株式会社に黄金株を設定することが禁じられている(私 38 条 1 項)。

黄金株が導入された株式会社の取締役会と監査委員会には政府代表ポストが常設される。政府代表は、株主提案権や臨時株主総会招集権の他、定款変更、改組、解散、定款資本の変額、大型取引及び自己取引に係わる総会決議に拒否権を発動できる(私 38 条 2 項, 3 項)。黄金株とは即ち国家に付与されるこれら特別経営権の代名詞であり、有価証券という実体を伴うものではない。従って、配当の支払いや普通株への転換等は一切見込まれていない。

以上から、25%以上の国家持株比率や黄金株の有無は、私有化企業のガバナンス・パフォーマンスを左右する重要な「説明変数」となり得る。一部の経済学者が指摘するように、国家資産省の事務処理能力及び政府代表の会社経営に関する専門知識やスキルの不十分性を根拠に、政府の恒常的なモニタリング能力を疑問視する余地は大いにある(Торкановский, 1999, С. 68; Лященко, 2001, С. 85)。しかし現在の制度配置が、政府の私有化企業に対する利害関心の直接的反映や「状態依存型ガバナンス」(Aoki, 1994)を十分実効可能なものとしている以上、国家の役割は決して軽視されるべきものではなからう⁴⁾。

4. 雇用制度

次に、企業制度改革の第 4 の側面として、雇用制度を取り上げ、法制度を中心にその実態把握を試みる(森下, 2003; 武井, 2003)。

ソ連時代の雇用制度は、そのイデオロギーを反映して、次の 2 つの特徴があった。一つには、労働の権利と義務が分かちがたく結びついて存在するということである(1977 年ソ連憲法第 59 条)。すなわち社会主義は、勤労者中心の社会であるから勤労者の権利が守られていることが重要であったが、同時に勤労者は労働の義務を負っていた。「自ら労働せず、他人に寄生して生活している」ものに対しては刑法典上の規制さえ存在した(森下, 2003, 2 頁)。このことは、ソ連社会では失業が存在しないこと、勤労者は集権的に決定される計画にしたがって、必要なときに必要なところに配置されるから職業選択の自由は制限されること、しかし同時に労働者を疎外し搾取する資本主義的な雇用関係は存在しないことを意味していた。このため、勤労者には団体交渉権もストライキ権も認められず、労働組合は、資本主義社会で期待されるように、企業管理者に対して反対意見を表明する機関ではな

⁴ 以上の諸点に関するより詳細な議論は、Iwasaki (2007a)を参照のこと。また、Iwasaki (2007b)は、ロシアのコーポレート・ガバナンスをめぐる先行研究の議論を広範にサーベイしている。

った。事実、労働組合は、社会保険業務や労働安全規則監視業務等を行い、労働紛争解決の準裁判機関としても機能していたので、実態としては準国家機関となっていた(op. cit.)。だが第2に、ソ連型の経済システム、集権的計画経済体制に内在する特徴として企業は計画期限内の計画達成を容易ならしめるために、過剰な人員を抱え込む傾向があった。すなわち表向きは完全雇用が達成された社会であるとはいえ、実態としては恒常的に失業状態が存在していたのである。このことは企業の効率的経営の観点からはもちろんのこと、勤労者一人一人がやりがいのある仕事を得て勤労の喜びを得られる社会となっているかといった観点でも、望ましくない状態にソ連社会がおかれていたことを示していた。

ソ連時代の労働組合は「全ソ連労働組合中央評議会」をトップに、その下に産業別の労働組合が組織されるヒエラルキー型の構造を持っていた。これらは市場経済への移行後も「ロシア独立労組連合」として継続している。この労働組合の特徴は、被用者のみならず、使用者までも参加しているなど、純粋な意味での労組と言えないということである。このため、官製労組などと批判されており、労働組合結成が認められたため独立系の労組が増えている。ただし、全体としてみれば、労組の力は弱く、賃金未払のような著しい労働者の権利侵害に対して、有効な声を上げることができていない。

従って市場経済への移行によって、これらの点を改めていくような制度整備が必要になった。ロシアの雇用制度を規定する基本的な法律としては労働法典がある。現在の労働法典は1971年制定のものからの全面的な改定であり、2002年から施行された。といっても市場経済メカニズムの導入後から、部分的な改正は繰り返されており、その過程でできた規制が予期せぬ形で機能し、本来の目的に反して被用者の権利保護が十分に行き渡らない状況が発生していた。このため、より明快で市場経済に即した労使関係の形成を後押しするような制度環境を作るために、全面的な労働法典の改正が必要とされたのである。

法制度がある故に却って労働者の権利が十分に守られない例として、賃金未払問題について述べておこう⁵⁾。ロシアにおける賃金の未払は、社会全般に蔓延し、規模も大きかった。賃金未払の発生には様々な要因が複雑に絡み合っているが、労働者の解雇に際して労働組合の承認が必要であるといった規定が、労働力の移転を妨げ、不要な人員を賃金支払いの遅延や流動性の乏しい現物支給といった不完全雇用(underemployment)ないし賃金未払(nonpayment)を発生させた。既に述べたとおり、ソ連時代の企業は過剰な人員を抱えてお

⁵⁾ ロシアにおける賃金未払問題の詳細は、杉浦(2003)を参照のこと。

り、それが隠された失業状態として存在していたわけだから、本来、市場経済移行を開始したことで、失業の大量発生といった目に見える形で変化するのではないかと恐れられていた。しかし社会主義時代の勤労者保護の立場を尊重する改正労働法典では、この点は基本的には変わらなかった。不完全労働日、強制休暇といった形で労働者の囲い込みが行われており、更に悪質なケースでは労働対価たる賃金の支払い遅延が行われていたのである。

2002年の労働法典改正では、解雇の際に雇用者は労働組合との協議が不要になった。また、労働組合や政府当局との交渉に際して、雇用者連合を形成する権利も認められた。今回の労働法典は、労働市場の流動性の高まりという現実に対応したものであった。また雇用期限を限った定期雇用契約が認められるようになった。もともとは、被用者の権利保護を意図した規定が、逆にインフォーマルな雇用形態を蔓延させるなど、逆に労働者の権利を侵していたのである。従って、より明快で市場経済に即した労使関係の形成を後押ししようとするものであった。

ロシアの雇用市場の特殊性を研究するR. カペリシュニコフは、ロシア経済の生産低下が深刻な規模であったわりには失業者の増大が限定的であること、また同時に高い雇用の流動性があると述べている。市場経済化の進展で、これまで過剰に抱え込まれていた労働力が労働市場に出て、適正な職場に配分されることは、市場競争力の向上の観点からも不可欠である。こうした転換点では、第一に解雇されるのは女性や、若年労働者、身障者といった社会的弱者であるが、こうした状況が、被用者、使用者双方が、税金負担を軽減するために利用する非正規雇用の浸透よりもましであると考えられたのであろう。

5. 破産・会社更生制度

最後に、現在の破産・会社更生制度を、小森田(2003, 194-196頁)に依拠して簡単に紹介しておく。現行の破産法は、2002年10月に制定されたものである。ソ連崩壊直後の1992年に施工された旧法と比較して、現行法はその後10年間の実務経験を踏まえて、より実効性の高い法律となっていると評価されている。

ロシア破産法上の破産手続きとして、法人については、「監督」、「財務厚生」、「外部管理」、「破産執行手続」及び「強制和議」の5種類が設けられている。この内、前者の3つは、破産宣告前になされる破産予防手続きであり、我が国における破産手続に相当するのは、後者の「破産執行手続」及び「強制和議」である。小森田(2003, 195頁)によると、破産事件を所管する仲裁裁判所が承認する管財人の積極的役割を特徴とする破産宣告前手続に、非常に大

きな役割が与えられているのが、ロシア破産制度の特徴である。

ロシアの破産法は、社会主義時代の悪癖である「ソフトな予算制約」、即ち、債務不履行を含む劣悪な経営パフォーマンスを続けても、また契約関係の一方的な破棄を含む私的所有権の侵害を行った企業でもどうにか存続できてしまうという極めて問題含みのビジネス環境を正常化する上で、恐らく重要な役割を果たしている。しかし、現行の破産法は、旧法と比して経済的不利益を被った企業や人々の救済にとって効果的であると同時に、企業乗っ取りや企業経営者に対する恫喝を目的とする経済マフィアらによってもしばしば用いられているという指摘もある。その背景には、仲裁裁判所制度の未発達、経験豊富な弁護士不足、裁判官とマフィアとの癒着などの問題があるといわれる。つまり、ここでも株式会社制度に類似した問題点、即ち、法律とそれに内実を与える人や組織の実態に大きな乖離が生じているのである。繰り返しになるが、少なくとも企業法制度に議論を限れば、ロシアの今後の政策課題は、法律の更なる洗練化もさることながら、現行法の実効性を向上させるための様々な諸策の断行こそが強く求められるのである。

V. 財政・金融分野の制度改革

企業制度の改革に引き続き、本節では、ロシア経済構造改革に係る第2の事例研究として、財政・金融分野におけるロシア政府の改革振りを検討する。

1. 財政制度

現代ロシアの国家予算は、連邦・地方レベルともに、1998年7月に制定された「ロシア連邦予算法典」に基づいて編成、審議、執行されている。この予算法典は、財政関連法規の統一的な編纂のみならず、予算編成から、国会審議、執行、決算報告に至る一連の予算過程や、「予算連邦主義」を基本理念とした中央と地方の予算間関係を定める、明快かつ透明性の高い法的秩序の確立を目的とした新生ロシア初の試みとして一定の評価を得ている。

予算法典制定以前の国家予算、即ち1992～2000年度予算は、ソ連崩壊の気運が最高潮に達しつつあった1991年10月に、ロシア共和国の政府と最高会議が制定した「ロシア共和国における予算制度及び予算過程の基礎に関する」ロシア共和国法(以下、予算基本法)に基づいて編成された。ソ連政府とロシア共和国政府との「激しい軋轢の結果」(久保庭, 1996, 34頁)生まれた同法の政治的意義は当時極めて重大であったに違いない。しかしながら、4部25条からなるこの法律は、ロシア全土の財政活動を定める基本法としては余りにも貧弱で

あった。例えば、同法の第20～22条は、共和国予算の編成と議会での審議・承認に関する規定部分に該当するが、ここでは、予算案及び付属文書の大雑把な定義付けすらなされないまま、予算編成プロセスのラフなスキームが記されているに過ぎない。

従って、予算基本法のみで、国家予算の編成という大規模かつ複雑な実務を組織することは到底不可能であった。そこで、政府と議会がとった対応は、同法の抜本的な改正でも、新法の制定でもなく、連邦構成主体や地方自治体の財政権、地方交付金や他の補助金、国家債務、予算外基金、租税、税外収入に関する法律や政令の絶え間無き採用であった。結果、当然のことながら、ロシアの予算制度は、「連邦レベルだけでも14の連邦法、多数の大統領令、並びに膨大な法規則を用いて規制される」状態に陥ってしまう(Подпорина, 1997, C.69)。このような法令の頻発とそれらの著しい不整合性によって、実際の予算編成プロセスにおいても数多くの弊害が生じた。中でも問題視されたのは、①予算編成を通じて公開される情報の範囲を政府が恣意的に操作する傾向が強いこと、②予算編成と審議に係る行政府と議会の権限関係が混乱を極めたこと、③政府予算案が現実性を欠く経済見通しや現状認識に基づくものであっても、議会側が十分な矯正力を発揮し得ないこと、④連邦税と地方税の構成比率や財政支援の配分に関する確固たる原則の欠如等の故に、中央と地方の予算間関係が、連邦政府と議会の力関係にしばしば大きく左右されること、⑤その結果、政府も議会も予算編成に際して、政策理念としての「予算連邦主義」に十分な配慮を払わないこと、等であった。

予算法典の制定は、予算基本法の不十分性と関連諸法令間の不整合性に起因した制度上の矛盾がもはや看過し得ない事態となりつつあった1997年に構想された。国家会議(下院)、連邦会議(上院)及び連邦政府の代表からなる作業委員会が準備した法典案は、同年6月の国家会議第一読会での可決後1年余りも審議が中断したり、下院通過直後に連邦会議で否決される等の紆余曲折を経て、1998年7月ようやく可決・成立し、約1年半の準備期間を経て2000年1月に施行された。予算法典の制定に伴い、予算基本法を含む7つの法律が廃止されたが、この時、税制法典の施行や連邦国庫システム地域網の完成が相前後して実現した。こうして、ロシアの国家予算は、2000年以前とは一線を画す法的・組織的基盤に立った編成と執行が可能となったのである。

一例を挙げよう。予算基本法との比較において、予算法典は、ロシアの予算編成プロセスに以下4つの改良点を施した。第1に、「社会経済発展予測」(173条)や「財政資源バランス」(175条)等の基礎資料に、明確な定義付けが与えられた上、予算編成上最も重要な「発

展予測」については、国家会議の審議事項であることが明記された(199 条)。また、「将来財政計画」(174 条)や「国家・公共経済セクター発展計画」(178 条)が、新たな基礎資料として追加された点も注目に値する。第 2 に、政府が予算案と共に議会に提出すべき文書や資料が大幅に拡充された(192 条)。ここには、先に挙げた基礎資料の他、国防、私有化政策、国家債務等に関する様々なプログラム案が含まれており、行政側に対して財政活動に係る一層の情報公開を促している。第 3 に、連邦予算案の国家会議への提出日が特定(8 月 26 日)されている等、連邦議会の予算審議スキームが詳細に規定された(22 章)(Романовский-Врублевская, 2001, С. 42-43)。また予算法典は、各審議段階において予算案が否決された場合の処理方法も明確に定めている。第 4 に、予算法典は、「連邦構成主体や地方自治体の予算権の平等」、「地方間の最低予算水準の平衡化」、「連邦予算との相互関係における地方予算の平等」など、予算連邦主義の基本原則をまがりなりにも打ち出した上で(129 条)、連邦と地方の予算間関係を調整する具体的な指針をいくつか提示している。連結予算に占める連邦構成主体の歳入比率が 50%を下回ってはならないとする第 48 条はその代表例である。この種の規定は、予算間関係をめぐる国会審議が「政争の具」となり、国家的見地からみて財政資金が不適切に配分されることをある程度未然に抑制する効果が期待される。

以上の改良点は、予算基本法時代に惹起した諸弊害の是正に資するものであり、予算法典がはるかに上質な「ルール」であることを示唆している。もともと、現行の予算法典を批判する研究者は決して少なくなく、彼らによれば、その不備や欠陥は、国家予算や予算連邦主義の理念像から、国家債務に対する法的規制のあり方、個々の文言や条項間の論理矛盾に至るまで多岐に渡っている。予算法典が、税制法典等の諸法令と共に、国家財政のより良い法的基盤を提供しているのは事実であるが、そこには更に改善を要する問題点が数多く潜んでいるといえよう。いずれにせよ、財政活動を規定する新しい法的基盤に立脚して、ロシアの国家予算は今正に編成され、執行されているのである⁶⁾。

2. 金融制度

金融制度は、資本主義経済において効率的な資源配分をもたらすために鍵となる重要な分野である。ロシアにおける金融制度改革は、社会主義計画経済という原理の全く異なる金融制度を引き継いだため、その影響を強く受けている。特に銀行制度で顕著であるので、

⁶⁾ 予算編成プロセスの更なる詳細は、Iwasaki (2002)を参照のこと。

この点から記述を始めることにする。

ソ連には、銀行と呼ばれる経済機関は存在したが、西側資本主義経済で見られる銀行とは異なり、何よりもまず銀行家がいなかった。というのも、ソ連経済に独特の計画経済制度が、リスクを果敢にとって融資を行う銀行家の出現を阻んでいたからである。ソ連の銀行も、西側の金融機関と同様に、いちおう住民から預金を吸収し企業へ融資を行っていたが、それは Gosplan(中央計画当局)の定めた計画の忠実な実施であって、リスクテーカーとしての銀行の役割は皆無であった。銀行員は予め決められた経済計画の遵守を管理する公務員であり、銀行の役割は寧ろ、中央の定めた計画にやはり縛られている企業活動を帳簿に記録することを通じた管理者のそれであった。この機能を「ルーブリによる統制」といい、ある種の企業統治の役割を果たしていた。

こうした状況の背景にあるのは、貨幣の二重性(「現金ルーブリ」と「非現金ルーブリ」の厳密な分離)であった。企業は売り上げ(非現金ルーブリ)を増やして流動性を獲得しても、それを賃金(現金ルーブリ)の形で従業員に配分することはできないシステムであった。従って、ソ連の貨幣は、交換手段としての機能を十全に有しておらず、価値貯蔵機能も不十分で、貨幣の基本的な機能を欠いていた。

一方、ソ連の銀行制度はモノバンク(単一銀行)制度と呼ばれ、ソ連国立銀行(中央銀行に相当)が通貨量のコントロールを行うのと並行して、企業向けの信用供与(主に短期)を行っていた。このほか、例外的に、長期信用を扱うもの(ストロイバンク)、外国貿易決済を扱うもの(ヴェネシュトルグバンク)、および住民の預金を扱うもの(ズベルカッサ)が存在していた。このうちストロイバンクは、実体上も国家財政からの無償資金交付を行う機関であり、銀行と言うよりむしろ行政機関であった。

銀行制度の改革は、ソ連末期から着手された。第一に記されるべきは、二層式銀行制度の導入である。ペレストロイカ期に、5つの専門銀行(アグロプロム、プロムストロイ、ジルソツ、ヴェネシュエコノム⁷⁾、およびズベル)が設立され、ソ連国立銀行(ゴスバンク)が担ってきた信用供与機能を分離させようとした。これらの5行は1992年までに株式会社化され、ロシア初期の銀行セクターの中心となった。1990年にはソ連国立銀行法、およびソ連

⁷ これはソ連ヴェネシュトルグバンクの発展的解消により作られたものである。同行は、ソ連崩壊時にソ連の対外債務処理を行う銀行として改組されロシア・ヴェネシュエコノムバンクとなった。この間、ソ連構成共和国の一つであるロシア共和国の対外貿易を担当する銀行としてロシア・ヴェネシュトルグバンクが設立された。

銀行および銀行活動に関する法が施行され、二層式銀行制度の法制面での制度化が進んだ。この間、経済の主導権を巡る争いのなかで、ソ連内の構成共和国の一つであったロシア共和国も、相前後してロシア国立銀行法、およびロシア銀行および銀行活動に関する法を施行し、銀行戦争と呼ばれるような混乱状態を招いた。最終的には、ソ連の崩壊が明らかになり、ソ連国立銀行のロシア共和国内における資産等はすべてロシア国立銀行が継承することとなり、こうして現在のロシア中央銀行が形成された。

この間、専門銀行以外の銀行の設立も積極的に認められるようになった。当時の政策当局者の考えでは、銀行の数が増えれば増えるほど競争が促進され、そのことは銀行部門の発展につながると考えられていたからである。しかしこの時期の緩やかすぎる銀行設立の認可条件は、現在に至るまで零細商業銀行をいかに淘汰していくかという問題としてロシアの金融制度の最大の弱点となっている。その後、銀行は2600行を超えるまでに至った⁸⁾。

このようにして成立した二層式銀行制度は、ロシアの経済動向に大きく左右される形で発展した。その特徴として、次の二つが上げられる。第1に、旧専門銀行という資産規模の大きい銀行がある一方で、ポケットバンクとよばれる零細な銀行が存在しており、銀行制度としての未成熟である。零細行は、ときに不正の温床であるなど、経済にとって好ましくない影響をもたらした。このため高いリスクを嫌って銀行同士の信用が低いから、銀行間市場が十分に機能せず、金利も高止まりするなど副作用をもたらした。第2に、高いインフレ率を反映して、短期貸し出しへの集中の傾向が見られた。このため企業の投資活動に対する銀行融資の役割は極めて限定的とならざるを得なかった⁹⁾。このことは同時に、銀行部門には企業への融資に代わる収益源があったことを意味している。それは外貨市場や国債市場への投機であった。前者は、為替取引が自由ななかで継続的にルーブリの下落が続いたため、可能になった。後者はインフレ抑制政策の一環として、財政赤字の穴埋めを国債発行によって行うために可能となった。政府は財政赤字を縮小させることに失敗し、政情不安も手伝って短期国債(GKO)は一時、年率換算で200%を超えるような高い利回りをもたらした。こうして表面上は発達したかに見えた銀行部門であったが、1998年の金融危機によって大きくダメージを受けた。

⁸⁾ 2007年4月1日時点で1285行が免許を交付されて活動している。

⁹⁾ 銀行と産業分野の融合の一形態として金融産業グループ(FPG)がもてはやされたこともあった。オリガルキとよばれる有力な一握りの資本家が金融資本と産業資本を掌握しようとしたためである。だが実際には、FPGの存在によって銀行からの企業向け融資が盛んになったという事実はない。

以下では、金融危機以後のロシアの銀行部門の展開を、ロシア中央銀行を取り巻く法的環境を中心にみていくことにする。

ロシア中央銀行の活動を規定している法律は、ロシア連邦憲法とロシア連邦中央銀行(ロシア銀行)法¹⁰⁾である。これらの法律によって、ロシア中央銀行の主要な活動目的は、「通貨ルーブリの安定性の擁護と確保」(ロシア連邦憲法第75条2項)であると定められ、同行は「唯一の発券センター」および「銀行の管理・監督機関」として位置づけられた。このほか、同行は、銀行間決済の組織、外国為替の取り扱い、国際収支に関する管理等を行うと定められている(ロシア連邦中央銀行(ロシア銀行)法第4条)。一方、ロシア中央銀行の政府との関係に関しては、同行は連邦国家院(下院)に対して説明責任を負うと規定しており、総裁の任免は連邦大統領の提案により国家院が決定する(同法第5条)¹¹⁾。このほか、ロシア中央銀行は連邦政府等の政府機関の財政赤字を補填するための信用供与を禁止しており、さらに連邦政府が発行する国債の直接買入れも禁じている(同法第22条)。この条項は、1995年の同法の全面改正から盛り込まれ、インフレ抑制の姿勢が明確にされた点で意義があった。また、同行の金融政策を実施する際の操作手段については、公定歩合、預金準備率、公開市場操作、リファイナンス、外為市場への介入、通貨供給量の目標設定および直接数量制限等となっている(同法第35条)。

以上の中央銀行法の規定から言えることは、同行が金融機関の管理、監督に強い権限を有している以外、一般的な市場経済国の中央銀行の業務と大きな差異があるわけではないということである。しかしながら、同法にはソ連時代の銀行制度の残滓を引き継いだ条項が盛り込まれているので、この点について詳述してみたい。同法第8条には「ロシア銀行は、連邦法で他に定められない限り、金融機関の資本に参加する権限はない」と規定されている。西側市場経済の基準から考えて、二層式銀行制度を取るかぎり、当然の規定である。だが同条第二項では、「この効力は、ロシア連邦ズベルバンク、ヴネシュトルグバンク、並びに外国に設立された次の金融機関の資本へのロシア銀行の傘下には適用されない(略)」となっており、事実上、ロシア銀行の銀行所有を認めている。この条項が注目を浴

¹⁰⁾ 同法は先に述べたとおり、1990年12月に制定されたが、その後1995年の全面改正を経て、2002年に再び全面的に改定された。本稿では、最新の2002年版に依拠して記述を行う。

¹¹⁾ 中央銀行総裁の解任は、事実上、連邦大統領の意向で決定されている。たとえば2002年3月、プーチン大統領はグラシチェンコ総裁(当時)の解任に踏み切ったが、これは銀行法の改正を巡ってグラシチェンコ氏が大統領の提案する意見に反対だったからである(白鳥、2002、4頁)。

びたのは、2002年の銀行法改正の重要な争点であったからである(白鳥2002, 2頁)。1998年金融危機は世界の金融市場を混乱に陥れたが、ほぼ一年後の1999年8月、IMFは、ロシア中央銀行が出資するパリの北欧商業銀行の100%子会社であるフィナンシャル・マネジメント・カンパニー(FIMACO)に外貨準備(IMFからの融資を含む)を運用させていたとする報告を公表した¹²⁾。中央銀行によるこの取引は必ずしも違法ではなかったが、ロシア中銀が不透明な取引を通じて多額の利益を享受していたことが世界中に明らかにされてしまった¹³⁾。北欧商業銀行は、ザグランバンクとよばれる、ソ連時代からゴスバンクが所有し、ロシア中銀が継承する5つの外国銀行のうちの一つである。他に、ドナウ・バンクAG(ウィーン)、イースト・ウェスト・ユナイテッド・バンク(ルクセンブルグ)、モスクワ・ナロードニイ・バンクLtd.(ロンドン)、およびオスト・ヴェストハンデルス・バンクAG(フランクフルト)がある。IMF理事会は、2000年11月、ロシア銀行がこれらのザグランバンクを所有している異常な状態を終わらせるべきであると勧告した(IMF, 2000)。

これらの勧告に基づき、2002年ロシア銀行法改正により、国有銀行から資本を引き上げることが規定されたが、今なお、ロシア銀行はズベルバンクの所有を続けている。他方、ザグランバンクについては、対外債務を扱っていたロシア対外経済銀行の機能が終了したのに伴い、ここに一括して集中させ、さらに既に機能していたロシア輸出入銀行やロシア開発銀行と合併させて政府系の銀行として再出発することになった。ヴネシュトルグバンクの方は、順次保有株式の民間への売却が行われ、私有化が進んでいる。しかしいずれにしても、ロシア中央銀行の、銀行への資本参加問題は解消しておらず、依然として、二層式銀行制度の完成が待たれるところである。それはロシア銀行が、真の意味で、銀行部門の改革にあたり、銀行の所有者の立場でなく、監督者の立場で政策を実行するための前提条件であるのである。

第III節でも述べたように、ロシアの経済構造改革は、1990年代に一定の成果を上げ、1998年金融危機以降に実現された持続的経済成長の一因となった。しかしながら、第IV節及び本節の検討結果が強く示唆しているように、ロシアの国民経済活動を支える諸制度は、急ごしらえの歴史の浅い存在でもあって、ときに法制度の整備に終始して今なお実効性に乏

¹²⁾ 監査法人プライスウォーターハウス・コーパーズによる調査は、1999年4月のIMF融資の条件の一つとなっていた。IMFはこの報告書をウェブ上で公表したが、約1ヶ月の後、掲載を取りやめている。

¹³⁾ FIMACO事件の経緯等、詳細はGoldman(2003, Ch. 8)を参照のこと。

しいものもあるし、金融制度のように、経済発展の水準がある程度のレベルに達してからでないと十分に機能しないような制度を形の上のみ導入しているような領域もある。諸外国で機能している制度をそのまま移植したとしても、それらがロシア社会に根付く過程で、相応の変成が起こる可能性も高い。従って、今後のロシア経済が、有効に機能する市場諸制度のもとで確固たる成長経路を辿ることができるかどうかは、まさにこうした既に導入されたが、依然として未成熟な諸制度の一層の洗練化にかかっていると見えよう。

VI. ロシア経済構造改革の今後の課題：結びに代えて

最後に、ロシア経済構造改革の今後の課題を論じ、本稿の結びに代える。

さて、ロシア経済の長期的・持続的発展可能性と経済構造改革との関連性を考察しようとするとき、市場機能以外の成長要因として、何よりもまず、既述のロシア経済の発展水準が問題になる。というのは、それによって要請される改革の内容も異なるであろうからである。例えば、資本主義のフロントランナーにおける経済成長は、もはや単なる新設備の導入によって達成されるのではなく、新製品や新技術や新市場の開発に大きく依存し、従ってまたイノベーティブな人間集団の果たす役割が決定的となってきたことが、近年指摘されている。この様な経済に求められる改革が、どのようなものであるかは一概には言えないが、先進諸国において「株主権論」の呪縛からの解放の必要性が指摘されているのは、この関連で注目し得る。

ところがロシア経済は、依然そのような域には達していない。既述の通り、ロシア経済の発展は、国際的に見てソ連時代と同様にキャッチアップ型である。しかも、この後進性が、普遍的で経済全体を包摂している点にロシアの特徴がある。ただし今では、先進諸国へのキャッチアップを、社会主義制度ではなく、市場制度という枠組みを用いて進めることが課題となっている。そこではまだ、機械制工場の建設や再建が、従ってまた大量の資金と株主の役割が重要となるはずである。すなわち、ロシアはこれにふさわしい会社制度、証券市場や金融制度を創出する必要があるのである。

ロシア経済は歴史的に見て以上の様な発展段階にあり、さらに、1999年以降の発展を支えてきた輸入代替要因、過剰設備と過剰労働力のストックなどが消滅する見通しの下で、同国の経済成長要因を探る上で、ロシア経済発展通商省の『2007～2009年予測』が大いに参考になる。同省は、この中期予測の中で、国際金融機関の予測に基づいて、原油価格が1バレル当たり40ドル台後半に下がると予想した上で、ロシア経済の近未来的発展可能性

に関する2つのバリエントを提示している。その第1は、基礎的・惰性的バリエントであり、ロシア製品の価格競争力の悪化と輸入品によるその代替が進行しGDP年成長率が6%台から5%程度まで低下するというものである。第2は、若干楽観的なバリエントで、経済成長のテンポと質の向上に向けた政府政策の効果とロシアビジネスの対外競争に対する適応の成果を期待し、成長率の低下は6%までで止まるというものである。

ここで、経済発展通商省が、中期予測の鍵となる条件として見なしているのは、石油の世界価格の水準と輸出量、政府経済政策、並びにロシアビジネスの対外競争に対する適応能力の3点であるが、外的要因との結びつきが強い石油価格と輸出については、両バリエントは同一条件を仮定している。残りの2点は国内的要因であるが、具体的には、政府政策面では、税制の新機軸、開発金融機関の形成、重点分野への国家財政投資等が必要と見なされている。また、ロシアビジネスの適応の面では、ビジネスの制度環境の改善による企業の投資選好の強化の必要が指摘されている。そこでは「消費指向的経済成長から投資指向的経済成長への転換」がキーワードとなっているのである。

なお、この政府文書は中期予測を目的としており、長期的に見た場合にロシア経済の今後にとって極めて重要な労働力人口の動態については触れていない。我が国と同様に、ロシアにおいても少子高齢化は大変顕著な社会傾向であり、この問題に対する連邦政府の真摯かつ適切な対応が望まれる。以上に列举された政策課題及び長期的趨勢としての少子高齢化に対する連邦政府及び議会の今後の取り組み方が、ロシア経済の中・長期的発展経路を大きく左右することになる。

参考文献

- 久保庭真彰(1996)「独立後のロシア財政の制度及び動向」『海外投資研究所報』第5号。
- 小森田秋夫編著(2003)『現代ロシア法』東京大学出版会。
- 白鳥正明(1996)『ロシア連邦の銀行制度研究 1992～1995年』日本経済評論社。
- _____(2002)「新『ロシア連邦中央銀行(ロシア銀行)法』の制定」『ロシア・ユーラシア経済調査資料』第846号, 2002年12月。
- _____(2002)『ロシア市場経済化10年: IMF・世界銀行の迷走』(ユーラシア・ブックレット34号)東洋書店。
- 杉浦史和(2003)「ロシアにおける賃金未払問題の再検討」『スラヴ研究』第50号。
- 武井寛(2003)「2001年新労働法典」平成14年度外務省委託研究『プーチン政権におけるロシ

- ア社会・労働法制の改革』日本国際問題研究所.
- 深尾光洋・森田泰子(1997)『企業ガバナンス構造の国際比較』日本経済新聞社.
- 森下敏男(2003)「体制転換と労働法制」平成14年度外務省委託研究『プーチン政権におけるロシア社会・労働法制の改革』(第1章)日本国際問題研究所.
- Aoki, M. (1994) “The contingent governance of teams: analysis of institutional complementarity,” *International Economic Review*, Vol. 35, No. 3.
- Aukutsionek, S., Dyomina, N. and R. Kapelyushnikov (2003) “Ownership structure of Russian industrial enterprises in 2003,” *The Russian Economic Barometer*, Vol. 12, No. 3.
- European Bank for Reconstruction and Development (EBRD), *Transition Report*, London: EBRD. (various years)
- Goldman, M. I. (2003) *The Privatization of Russia: Russian Reform Goes Awry*, London: Routledge. (邦訳『強奪されたロシア経済』NHK出版, 2003年)
- International Monetary Fund (IMF) (2000) “IMF Concludes Article IV Consultation with the Russian Federation,” Public Information Notice (PIN) No. 00/83.
- Iwasaki, I. (2002) “The State Budget Compilation Process in Russia: Institutional Framework and Practice,” *Post-Communist Economies*, Vol. 14, No.3.
- _____ (2007a) “Corporate Law and Governance Mechanism in Russia,” In: Dallago, B. and I. Iwasaki, eds., *Corporate Restructuring and Governance in Transition Economies*, Basingstoke: Palgrave Macmillan.
- _____ (2007b) “Enterprise Reform and Corporate Governance in Russia: A Quantitative Survey,” *Journal of Economic Surveys*, Vol. 21, No. 2.
- Oda, H. (2002) *Russian Commercial Law*, Hague: Kluwer Law International.
- Государственный Комитет Российской Федерации по Статистике (Goskomstat RF) (2000) Россия в Цифрах 2000: Краткий Статистический Сборник, М.
- Дунаевский, А., А. Осинковский, Е. Борисенко (2001) Комментарий к Федеральному Закону об Акционерных Обществах по Состоянию на 7 Августа 2001 года, М.: ДНК.
- Игнатов, И. П. Филимошин (2002) Практический Комментарий к Новой Редакции Федерального Закона об Акционерных Обществах, М.: ИНФРА-М.
- Ионцев, М. (2002) Акционерное Общество: Правовые Основы. Имущественные Отношения. Управление и Контроль. Защита Прав Акционеров, М.: Ось-89.
- Лященко, В. (2001) Акционерные Общества в Российской Экономике, М.: Новый Век.
- Подпорина, И. (1997) Бюджетный кодекс и некоторые аспекты экономических отношений// Экономист (9).
- Полковников, Г. (2002) Проблемы корпоративного управления в России (на примере Федерального закона об акционерных обществах, 1995 г.)// Е. Ясин (ред.), Модернизация Российской Экономики, Книга 2, М.: МАКС Пресс.
- Романовский, М. В. и О. В. Врублевская (ред.) (2001) Комментарий к Бюджетному Кодексу Российской Федерации: Вводный (2-ое Издание), М.: Юрайт-М.

- Торкановский, Е. (1997) Управление акционерным обществом// Хозяйство и Право, № 6.
- _____ (1999) Структура акционерного капитала// Экономист, № 2.
- Федеральная Служба Государственной Статистики (Rosstat) (2004) Россия в Цифрах 2004: Краткий Статистический Сборник, М.
- _____ (2005a) Россия в Цифрах 2005: Краткий Статистический Сборник, М.
- _____ (2005b) Социально-Экономическое Положение России: Январь-Апрель 2005 года, М.
- _____ (2006) Российский Статистический Ежегодник 2006: Статистический Сборник, М.
- _____ (2007) Краткосрочные экономические показатели Российской Федерации за январь-декабрь 2006 года, 8 февраля 2007.
- Чумаков, А. (2004) Ответственность аудитора за некачественное проведение аудиторской проверки// Хозяйство и Право, № 9.
- Шиткина, И. (2002) Правовое положение совета директоров в свете изменения Федерального закона об акционерных обществах// Хозяйство и Право, № 1.

表1 ロシア移行経済の15年：主要マクロ経済指標(1992～2006年)

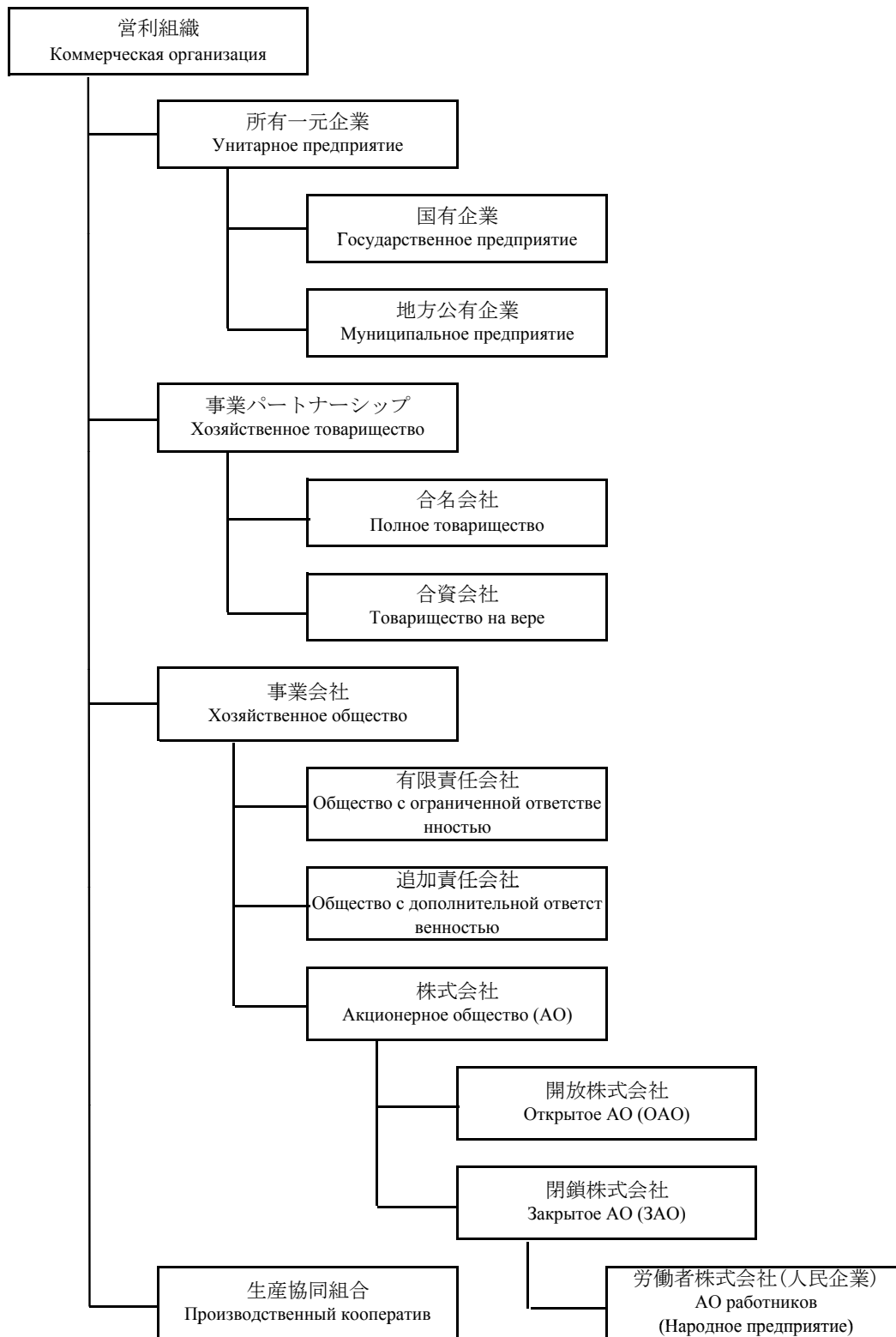
	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006 ¹⁾
国内総生産実質成長率 ²⁾	-14.5	-8.7	-12.7	-4.1	-3.6	1.4	-5.3	6.4	10.0	5.1	4.7	7.3	7.2	6.4	6.7
工業生産実質成長率 ²⁾	-18	-14	-21	-5	-8	1	-5	9	9	3	3	9	8	4	3.9
農業生産実質成長率 ²⁾	-9	-4	-12	-8	-5	2	-13	4	8	8	2	1	3	2	2.8
固定資本投資実質伸び率 ²⁾	-40	-12	-24	-10	-18	-5	-12	5	17	10	3	13	12	11	13.5
消費者物価指数(前年=100)	1526	875	311	231	122	111	184	137	120	119	115	112	112	111	109.7
失業率(%)	4.8	5.3	7.1	9.2	9.3	11.1	12.3	12.6	10.2	8.7	8.8	8.6	8.3	7.6	-
経常収支対GDP比(%)	n/a	n/a	3.4	2.2	2.8	0.0	0.1	12.6	18.0	11.1	8.4	8.3	10.1	11.0	10.7
財政収支対GDP比(%)	-42.6	-15.9	-9.7	-6.6	-9.4	-8.5	-8.2	-3.1	3.2	2.7	0.6	1.1	5.0	7.5	6.7
外国直接投資(百万USD, ネット)	n/a	n/a	n/a	1460	1656	1681	1492	1102	-463	216	-72	-1769	1662	1473	2500
GDPに占める民間セクターの比重(%)	25.0	40.0	50.0	55.0	60.0	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0	65.0	65.0

(注1)速報値ないし予測値。

(注2)対前年度伸び率(%)。

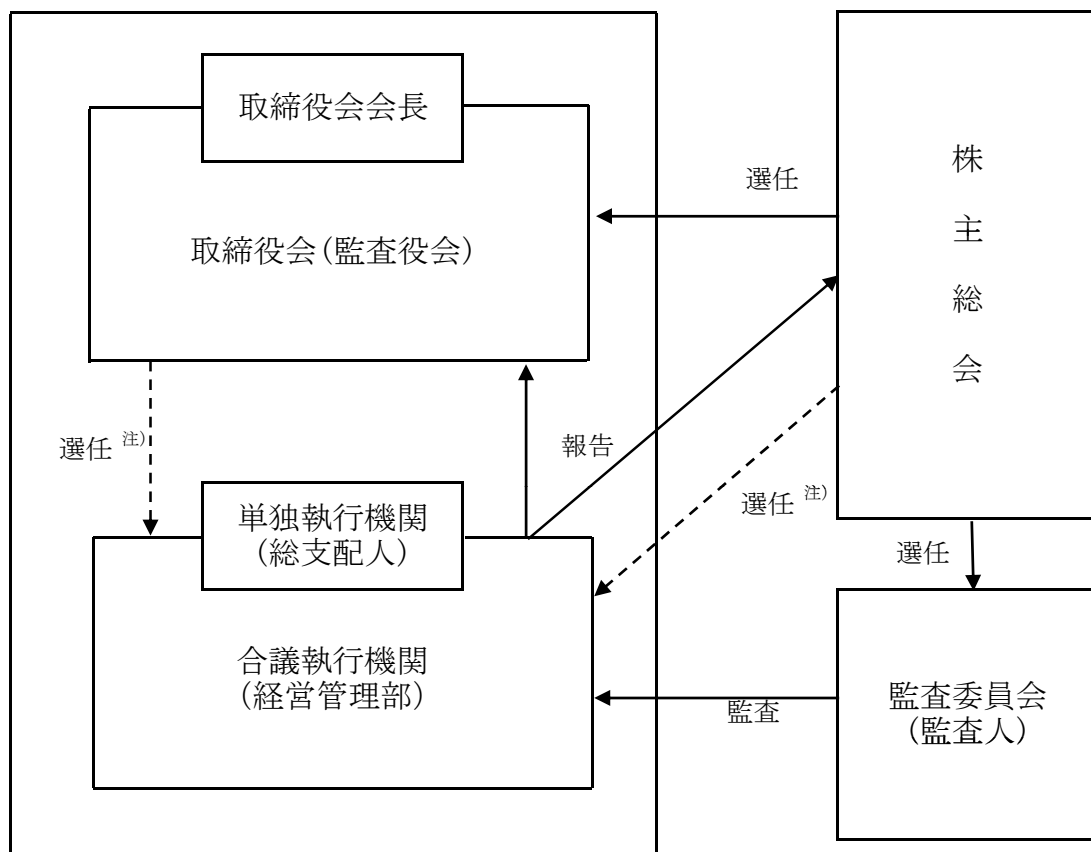
(出所)ロシア連邦国家統計局公開データ(<http://www.gks.ru/wps/portal>)及びEBRD, *Transition Report* (各年版)に基づき筆者作成。

図1 ロシア営利法人の法形式上組織形態



(出所)筆者作成。

図2 株式会社の経営監督機構(取締役会及び合議執行機関を含むケース)



(注) 執行機関の選任は、定款の定めにより株主総会ないし取締役会のいずれかが行う(株69条3項)。
(出所) 深尾・森田(1997, 62頁)を参考に筆者作成。

表2 国有・地方公有企業の株式会社化プロセス(1993～2005年)

	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
開放株式会社設立数	13,547	9,814	2,816	1,123	496	360	258	199	125	125	314	414	396
旧連邦所有企業	5,419	4,921	1,326	538	180	101	31	36	11	10	159	121	112
旧連邦構成主体所有企業	6,028	3,744	859	393	221	178	203	138	93	94	120	214	200
旧地方自治体所有企業	2,100	1,149	631	192	95	81	24	25	21	21	35	79	84
定款資本総額(100万ルーブル) ^{注)}	503	755	585	526	338	4,431	2,183	1,970	1,451	1,029	9,767	5,087	25,278
特別権(黄金株)設定企業数	204	792	429	132	58	28	42	8	2	1	10	1	-

(注) 2000年以前は10億ルーブル。

(出所) Goskomstat RF (2000, C. 295); Rosstat (2004, C. 177); Rosstat (2005a, C. 179); Rosstat (2006, C. 360) に基づき筆者作成。